

令和三年四月七日提出
質問第九三号

菅総理大臣の総理官邸における記者会見でのメディア選抜の可能性等に関する質問主意書

提出者 山井和則

菅総理大臣の総理官邸における記者会見でのメディア選抜の可能性等に関する質問主意書

新聞報道によれば、「菅義偉首相がこれまで官邸で行った九回の会見で、各社が何回質問できたかを本紙が集計したところ、六回からゼロと大きな差があることが分かった。」（東京新聞朝刊、四月五日付）とされています。この「九回の会見」とは、総理官邸の記者会見室で司会が進行して行う記者会見を指すと考えられ、質問回数がゼロだったのは東京新聞と日本テレビとされています。これが事実であれば、このような記者会見の運用は、報道の自由や国民の知る権利の保障の観点から不適切である可能性もあります。

そこで以下の通り、質問します。

一 総理官邸での司会者が進行する記者会見において、質問できるメディアの指名は、どのような基準で、誰が決定していますか。

二 総理官邸での司会者が進行する記者会見において、質問したメディアの社名や個人名を記録していますか。また、その回数を検証し、それ以降の質問できるメディアの指名の決定に反映していますか。

三 総理官邸での司会者が進行する記者会見において、質問するメディアの指名の回数は、報道の自由や国民の知る権利の保障の観点から、団体や個人のバランスを踏まえて平準化した方が良いと考えますが、政

府の見解を示してください。

四 今後も、総理官邸での司会者が進行する記者会見では、記者からの質問の際に、東京新聞や日本テレビの記者を指名することはありますか。どのような条件を満たせば指名しますか。

右質問する。